

第3 国民年金第3号被保険者等について

共 済

昭和61年4月1日より施行された新国民年金制度により、組合員（任意継続組合員を除く。）の被扶養配偶者（組合員被扶養者に認定されている20歳以上60歳未満の配偶者）は国民年金第3号被保険者として全員が国民年金に加入し、老齢基礎年金等を受給できるようになりました。保険料については、共済組合が拠出金という形で負担していますので、保険料を納める必要はありません。

これに伴い、配偶者が被扶養者に認定等されたときは、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号該当）資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更（訂正）届書」また、被扶養者が住所変更したときは、「国民年金被保険者住所変更届（同一市区町村内）（同一市区町村外）」を共済組合秋田支部へ届け出ることが必要となります。共済組合では、秋田支部を管轄する社会保険事務所へ届出します。

なお、組合員は国民年金第2号被保険者となっています。

<参 考>

国民年金被保険者の種類

種 類	対 象 者	掛 金
第1号被保険者	農業者・自営業者等で日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者 （いわゆる国民年金の強制適用者）	国民年金の掛金納入
第2号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金保険の被保険者	共済年金・厚生年金の掛金納入
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者	掛金納入の必要なし 被保険者が拠出金納入

1 国民年金第3号被保険者の資格を取得・喪失した（死亡等）とき

20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者として認定を受けた後、「国民年金第3号被保険者種別変更（3号該当）届」を提出してください。

20歳未満の配偶者が被扶養者として認定を受けるときの届出は不要ですが、20歳になったときには「国民年金第3号被保険者資格取得（第3号該当）届」を提出してください。

組合員が他共済から共済組合秋田支部に転入したとき、その配偶者は「国民年金第3号被保険者種別確認（3号該当）届」を提出してください。

配偶者が死亡または、国外に居住している第3号被保険者が被扶養者でなくなったときは、「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届」を提出してください。

2 国民年金第3号被保険者の氏名・生年月日・性別に変更あるいは訂正があったとき

「国民年金第3号氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」を提出してください。

3 国民年金第3号被保険者が住所変更したとき

「国民年金被保険者住所変更届（同一市区町村内）（同一市区町村外）」を提出してください。

4 国民年金第3号被保険者が任意継続組合員となったとき

任意継続組合員であるため、被扶養者として認定できない場合であっても、「国民年金第3号被保険者種別変更（3号該当）届」と「扶養事実が確認できる書類」を提出してください。

5 国民年金第3号被保険者の資格を喪失した（第1号被保険者となった）とき

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が認定を取り消されたときは、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになりますので、速やかに居住地の市区町村の国民年金担当課で手続きを行ってください。